

2024 年 3 月以降保険始期契約用

「これだけペット」

普通保険約款・特約条項

引受保険会社：ペット&ファミリー損害保険株式会社

ペット医療費用保険（診療区分別限度設定型B型）普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この普通保険約款において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ペット	愛玩動物または伴侶動物（コンパニオンアニマル）として、家庭で飼育・管理されている犬または猫および身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に定める盲導犬、聴導犬、介助犬などの身体障害者補助犬をいい、保険証券、保険契約継続証または加入者証（以下、「保険証券等」といいます。）記載のものをいいます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する犬または猫は除きます。 ①売買を目的として飼育・管理されている犬または猫 ②闘犬、狩猟犬、競争犬、災害救助犬または警察犬等、愛玩動物または伴侶動物とすること以外の目的で飼育・管理されている犬または猫 ③ブリーダー等において繁殖を目的として飼育・管理されているまたは飼育・管理されていた犬または猫（現在は愛玩動物または伴侶動物として飼育・管理されている犬または猫を含みます）
傷害	ペットが急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸引、吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。 （注）中毒症状 中毒症状には、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。また、有毒物質を継続的に吸引、吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状も含みません。
疾病	臨床獣医学上、ペットの身体の状態が病気であると診断される身体の障害であって、傷害以外の場合をいいます。
治療	入院、通院または手術による獣医師の治療をいい、臨床獣医学の判断に従い、ペットの健康回復に必要な臨床獣医学的措置（注）をいいます。 （注）臨床獣医学的措置 獣医学の水準に照らして、その範囲および種類に関して臨床獣医学上一般的に認められている診断と治療方法に相当するものであることを要し、その措置の必要性、妥当性および適合性につき当会社が認めたものに限ります。 また、ペットの身体の状態の維持またはその減退の防止のために必要な措置を含みます。
動物病院	動物病院、犬猫病院または動物クリニックであって、獣医師の管理下にある施設をいいます。
獣医師	獣医師法（昭和24年法律第186号）に基づく獣医師の免許を交付されている者をいいます。 ただし、保険契約者または被保険者が獣医師である場合は、保険契約者または被保険者以外の獣医師をいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、ペットを1泊2日以上動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。日帰りの場合は通院と見なします。このため入院の場

	合の入院日数は必ず2日以上となります。
通院	治療が必要な場合において、ペットを動物病院に通わせるなど、入院以外の治療を受けさせることをいいます。
手術	ペットに対して治療のために器具および麻酔を用いて患部または必要部位に切除、切開等の処置を施す行為をいいます。また、別表1のとおり取り扱います。
被保険者	保険証券等の被保険者欄に記載された者で、この保険の補償を受けられる方をいいます。
治療費用	被保険者がペットの治療のために負担した治療費のうち、臨床獣医学上、一般に認められている診断または治療処置方法で要した診察料、時間外診料、検査料、処置料、手術料、入院料、薬剤料、材料または医療器具使用料等をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書または告知書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます（注）。 （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
危険	身体障害の発生の可能性をいいます。
初年度契約	保険の対象となるペットについて、当会社と締結した1年目の保険契約をいい、継続契約以外の保険契約をいいます。
継続契約	この普通保険約款に基づく保険契約の保険期間の終了日（注）の翌日を保険期間の開始日とする同一のペットにかかる、終了する保険契約と保険種類が同一の保険契約をいいます。 （注）保険期間の終了日 保険契約が保険期間の終了日前に解除されていた場合には、その解除日をいいます。
保険期間	保険証券等に記載の保険期間をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
他の保険契約等	この保険契約におけるペットと同一の犬または猫について締結された第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
無効	保険契約の効力が契約締結時から生じなかったものとなることをいいます。
失効	保険契約が効力を失い終了することをいいます。
電磁的方法	電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいい、例えば次のような方法をいいます。 ア．電子メール等を利用する方法 イ．当会社のウェブサイト等から所定の方法で閲覧または入力等する方法 ウ．磁気ディスク等に記録し交付または提出する方法

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は日本国内でペットが身体障害（傷害または疾病をいいます。以下同様とします。）を被り、その直接の結果として、日本国内の動物病院でペットに対して治療が

なされた場合に、被保険者が治療費用を負担することによる医療費用損害について、この普通保険約款に従い保険金を支払います。

第3条（保険期間と支払責任の関係）

(1) 当社は、保険期間中に保険証券等記載のペットにつき治療がなされた場合に保険金を支払います。ただし、初年度契約の保険期間の始期においてすでに発生していた身体障害については、保険金を支払いません。

(2) 治療がこの保険契約の保険期間の終期を過ぎてなされた場合は、当社は保険金を支払いません。ただし、継続契約の締結がなされ、かつ、継続契約の保険料払込みがあった場合で、その継続契約の保険期間中に継続治療がなされたときには、当社はその継続契約の支払責任として保険金を支払います。

なお、1回の入院が継続前契約と継続契約の保険期間をまたいで継続して行われた場合において、その入院中に手術が行われたときには、継続前契約および継続契約のいずれにおいても第9条（保険金の支払限度）(1)に定める診療区分の「手術」に該当したものとして保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、ペットに生じた次の①から⑧までのいずれかに該当する身体障害の治療に対しては、保険金を支払いません。

① 次のア. からカ. までのいずれかに掲げる者の故意もしくは重大な過失によって生じた身体障害または自殺行為、犯罪行為もしくは闘争行為によって生じた身体障害。ただし、ウ. については、その者が保険金の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額についてのみ保険金を支払いません。

ア. 保険契約者またはその代理人（注1）

イ. 被保険者またはその代理人

ウ. 被保険者以外の保険金を受け取るべき者またはその代理人（注2）

エ. 被保険者の配偶者

オ. 被保険者と生計を共にする同居の親族

カ. 被保険者と生計を共にする別居の未婚の子

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

② ①ア. からカ. までのいずれかに掲げる者の精神障害、泥酔状態、心神喪失または薬物依存等による行為によって生じた身体障害。ただし、ウ. については、その者が保険金の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額についてのみ保険金を支払いません。

③ 動物愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）またはその他の法令に反する不適切な飼育または管理のために、ペットに生じた身体障害

④ 地震、噴火、津波または風水害等の自然災害によって生じた身体障害

⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（注3）によって生じた身体障害

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

⑥ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた身体障害

（注4）使用済燃料を含みます。

- (注5) 原子核分裂生成物を含みます。
- ⑦ ④から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって生じた身体障害
- ⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって生じた身体障害

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

当社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する治療に対しては、保険金を支払いません。

- ① ペットの不妊・去勢手術、断耳・断尾、声帯除去、歯石除去（注1）、爪切除（注2）、美容整形手術、その他健康体に施す外科手術
 （注1）歯周病治療と合わせて行う歯石除去は保険金支払の対象に含みます。
 （注2）爪切除には狼爪切除を含みます。
- ② ペットの交配、妊娠、出産（死産を含む）、帝王切開、早産、流産、人工流産またはこれらによって生じた身体障害に対する治療。
- ③ 次にかかげる疾病およびこれらに起因する疾病に対する治療。ただし、その疾病の発症日がその予防措置の有効期間内（注3）であった場合および獣医師の判断により予防措置を講じることができなかったと認められる場合を除きます。

犬パルボウイルス感染症、犬ジステンパーウイルス感染症、犬パラインフルエンザ感染症、犬伝染性肝炎、犬アデノウイルス2型感染症、狂犬病、犬コロナウイルス感染症、犬レプトスピラ感染症、フィラリア感染症、猫汎白血球減少症、猫カリシウイルス感染症、猫ウイルス性鼻気管炎および猫白血病ウイルス感染症

- （注3）予防措置の有効期間は、ワクチン接種証明書等に記載の期間となります。
- ④ 停留睾丸、乳歯遺残（不正咬合を含む）、臍ヘルニア、鼠径ヘルニアに対する治療
- ⑤ 初年度契約の保険期間の始期においてすでに発生していた先天性異常または遺伝性の疾患に対する治療
- ⑥ 予防目的で傷病発生前に健康体に行われた手術（注4）、健康体に行われた処置（注5）、健康体に行われた検査（注6）
 （注4）予防目的で傷病発生前に健康体に行われた手術とは、将来の傷病発生の防止を目的として健康体に対し行う手術をいい、膝蓋骨等の整形外科関連の強化手術等をいいます。ただし傷病発生後に行われた手術は保険金支払の対象になります。
 （注5）健康体に行われた処置とは、身体障害の治療目的に該当しない耳道の洗浄、肛門腺しぼり、除毛、抜毛等をいいます。
 （注6）健康体に行われた検査には、健康体を想定した検査後に症状原因または診断名が確定した場合を含みます。
- ⑦ 治療を伴わない介護やリハビリテーションに係る費用

第6条（保険金を支払わない場合－その3）

当社は、次の①から⑫までのいずれかに該当する治療、検査、処置等に要した費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① ワクチン接種費用、その他疾病予防のための検査、投薬もしくは予防接種費用または定期健診もしくは予防的検査のための費用
- ② 健康補助食品・サプリメント（注1）、処方食または医薬部外品のための費用
 （注1）健康補助食品・サプリメントには、獣医師が治療目的で処方した場合を含みます。

- ③ 入浴費用（注２）、自宅で使用するシャンプー（注３）、イヤークリーナー（注３）、スキンコンディショナー（注３）等のための費用
ただし、獣医師が通常の治療の一環として動物病院において行った薬浴は、保険金を支払います。
（注２）入浴費用には、シャンプー代を含みます。
（注３）医薬品を含みます。
- ④ 漢方、温熱・温泉療法、酸素療法、オゾン療法、寒冷療法、中国医学（鍼灸を含む）、インド医学、ハーブ療法、減感作療法、ホメオパシー、ホモトキシコロジー、アロマセラピーまたは免疫療法等の代替的処置による治療のための費用
- ⑤ ペットホテル料、ペット預かり料、ペットの散歩料またはペットの移送費
- ⑥ マイクロチップの挿入費用
- ⑦ 安楽死のための費用
- ⑧ 葬儀費または埋葬費等ペットの死後に要した費用
- ⑨ 各種証明書類の文書作成費用（注４）
ただし、保険金請求のために作成した診断書および領収書等の作成費用については、保険金を支払います。
（注４）文書作成費用には、当該文書の送料を含みます。
- ⑩ 医薬品の送料
- ⑪ カウンセリング料、相談料、指導料、紹介料
- ⑫ ノミ、ダニ等の外部寄生虫の除去・駆除費用

第7条（保険金を支払わない場合—その４）

当会社は、次の①から④までのいずれかに掲げる者の不正行為によってなされた保険金の請求に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者またはその代理人
- ② 被保険者またはその代理人
- ③ 被保険者以外の保険金を受け取るべき者またはその代理人
- ④ 獣医師

第8条（保険金の支払額）

当会社は、被保険者が負担した補償対象の診療の治療費用から、第4条（保険金を支払わない場合—その１）から第7条（保険金を支払わない場合—その４）に定める保険金を支払わない場合にあってはまる治療費用を差し引いた金額（以下、「医療費用損害の額」といいます。）に対して、保険証券等に記載の補償割合（注）を乗じた額を保険金として支払います。

ただし、第三者より支払われた賠償金がある場合は、医療費用損害の額からその額を差し引くものとします。

また、当会社が支払うべき保険金の金額は、第9条（保険金の支払限度）の適用を受けるものとします。

（注）診療区分ごとに補償割合が定められている場合は、診療区分ごとの補償割合とします。以下同様とします。

第9条（保険金の支払限度）

- （１）前条に定める当会社が支払うべき保険金の金額は、保険期間を通じて、診療区分（注１）ごとの支払限度（注２）があり、保険証券等に記載のとおりとなります。
（注１）診療区分とは、「通院（注３）」、「入院（注４）」または「手術（注５）」をいいます。

(注2) 支払限度とは、保険期間を通じての支払限度額、1回あたりの支払限度額および保険期間を通じての支払限度回数などをいい、契約内容により異なります。

(注3) 同じ日に同一の動物病院で2回以上の通院があった場合は、それらの通院をまとめて1回の通院として1回あたりの支払限度額を適用します。ただし、同じ日に異なる動物病院に2回以上通院した場合は、別々の通院とみなしてそれぞれの通院について1回あたりの支払限度額を適用します。また、同一の動物病院で通院と入院が同じ日にあった場合は入院とみなします。なお、診療区分「通院」には、手術を伴う通院は含みません。

(注4) 入院中に獣医師の判断により他の動物病院に通院して治療を受けた場合や転入院した場合などは、他の動物病院での医療費用損害の額は別の治療とみなして取り扱います。なお、診療区分「入院」には、手術を伴う入院は含みません。

(注5) 「手術をした日を含む入院期間の治療費用」および「手術をした日の通院の治療費用」は手術費用に含め、診療区分「手術」の支払限度の適用を受けるものとしします。

- (2) 保険期間を通じての支払限度回数がある場合において、保険期間を通じての支払限度回数に達した後に請求を受け付けた保険金は支払対象となりません。また、保険金は請求の受け付けが早いものから順に支払います。なお、同一請求日に複数の請求があった場合には、その中で「治療開始日」が早いものから順に保険金を支払います。
- (3) 当会社は、既に支払った保険金について、被保険者からの保険金請求の取り消しおよび支払済みの保険金の返還の申し出には応じません。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約等について他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が医療費用損害の額を超えるとときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
医療費用損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第11条（他の身体障害の影響）

- (1) 保険金支払の対象となっていない身体障害の影響によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が加重された場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当する医療費用損害の額に保険証券等に記載の補償割合を乗じた額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がペットの治療を怠ったことにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が加重された場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第12条（治療期間の短縮）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって治療が延長したときは、短縮できたと認められる期間に生じた治療費用に対しては、保険金を支払いません。

第3章 基本条項

第 13 条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前 0 時に始まり、末日の午後 12 時に終わります。ただし、保険期間の始まる時刻については、保険証券等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。

第 14 条（月払保険料の払込）

- (1) 保険契約者は、この保険契約の月払保険料を、保険証券等に記載の払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券等に初回保険料の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、月払保険料を、クレジットカード払い等で払い込むことができます。
- (3) 保険契約者がその月払保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込むことを怠った場合は、当会社は、その払込期日以後にペットが被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 月払保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに、被保険者が飼育・管理するペットの治療に対して被保険者が保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、保険契約者は、払い込みを怠っていた保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (5) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日の属する月の翌月末日までに、保険契約者からその払込期日に払い込まれるべき月払保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、保険契約者からその払込期日に払い込まれるべき月払保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下、この条において、「次回払込期日」といいます。）までに、保険契約者から次回払込期日に払い込まれるべき月払保険料の払込みがない場合
- (6) (5) の規定による解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ効力を生じます。
 - ① (5) ① の規定による解除の場合は、当該月払保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日。ただし、払い込まれるべき月払保険料が初回保険料の場合は保険期間の初日。
 - ② (5) ② の規定による解除の場合は、次回払込期日

第 15 条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者または被保険者になる者が、告知事項で告げた事実により引受審査を行い、保険契約者または被保険者の同意を得て、特定疾病補償対象外特約（23）の付帯を行うことがあります。
- (3) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者および被保険者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (4) この保険契約が継続契約である場合には、ペットの身体障害の発生の有無については、告知すべき事項としません。ただし、この保険契約の支払条件が継続前契約に比べて当会社の保険責任を加重するものである場合には、告知すべき事項とします。
- (5) (3)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (3)に規定する告げなかった事実または告げた事実と異なることがなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(3)に規定する告げなかった事実もしくは告げた事実と異なることを知りまたは過失によってこれを知らなかった場合。なお、当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
 - ③ 保険契約者または被保険者が、ペットが身体障害を被る前に、告知事項につき書面または当会社所定の電磁的方法をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申し出を受けた場合において、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が訂正すべき事実を当会社に告げても当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、当会社は、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(3)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または初年度契約の保険契約締結時から5年を経過した場合。ただし、(4)のただし書きの規定により、身体障害の発生の有無について告知を受けたときは、解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合またはこの保険契約の保険契約締結時から5年を経過した場合とします。
- (6) 告知事項のうち、(3)に規定する告げなかった事実または告げた事実と異なることが当会社の危険測定に関係のないものであった場合には、(3)の規定は適用しません。
- (7) (3)の規定による解除が治療を開始した後になされた場合であっても、第25条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。また、この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (8) (7)の規定は、(3)に規定する告げなかった事実または告げた事実と異なることに基づかずに発生した身体障害については適用しません。

第16条（保険契約者の住所変更）

- (1) 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。この通知があった場合は、その住所または通知先を保険証券記載の住所または通知先とします。
- (2) 保険契約者が(1)の規定による通知をしなかった場合は、当会社の知った最終の住所または通知先に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

第17条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面または当会社所定の電磁的方法をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
（注）告知事項の内容に変更を生じさせる事実とは、告知事項のうち、ペットが愛玩動物または伴侶動物とすることを目的として飼育・管理されなくなったことに限ります。
- (2) (1)の事実が発生した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知を

もって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の医療費用損害の発生した後になされた場合であっても、第25条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の事実が生じた時から解除がなされた時まで発生した医療費用損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第18条（保険契約の無効）

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- (2) (1)の規定により無効となる場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第19条（保険契約の失効）

保険期間中にペットが死亡した場合には、この保険契約はその効力を失います。ペットが死亡した場合、遅滞なく当会社までお知らせください。

第20条（保険契約の取消し）

- (1) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 損害が発生した後に(1)の規定による取消しが行われた場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第21条（ペットの年齢の誤りによる保険契約の取消し）

- (1) 保険契約申込書に記載されたペットの年齢に誤りがあった場合で、初年度契約の契約締結日における実際の年齢が当会社の定めた「この保険契約を締結することができる年齢」の範囲外であったとき、当会社は保険契約を取り消すことができるものとします。
- (2) (1)の規定により取消しとなる場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定に該当しなかった場合には、保険契約を取消しとせず、実際の年齢に基づいた保険料に訂正します。

第22条（保険契約者による解除）

保険契約者は、当会社に対する書面（注1）による通知をもって、この保険契約を解除（注2）することができます。

（注1）当会社が認めたときは、当会社所定の電磁的方法も取り扱います。

（注2）解除には別に保険料を定めた特約が付帯されている場合において、その特約のみを解除する場合を含みます。

第23条（被保険者による保険契約の解除請求）

被保険者が保険契約者以外の者である場合において、被保険者がこの保険契約の解除（注）を希望するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約を解除することを求めることができます。この場合、保険契約者は前条にしたがって速やかにこの保険契約を解除しなければなりません。

（注）解除には別に保険料を定めた特約等が付帯されている場合において、その特約のみを解除する場合を含みます。

第 24 条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社はこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の医療費用損害の発生した後になされた場合であっても、第25条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した医療費用損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第 25 条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第 26 条（保険料の返還または請求）

- (1) 当会社は、次に従い、保険料を返還または請求します。

該当する規定	返還または請求する場合	返還または請求する額
① 第14条（月払保険料の払込）	当会社が保険契約を解除した場合	既に払い込まれた保険料は返還しません。
② 第15条（告知義務）(3)	当会社が保険契約を解除した場合	既に払い込まれた保険料は返還しません。
③ 第15条（告知義務）(5)③	第15条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、告知事項についての訂正の申出	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。

	を当会社が承認し、かつ、保険料を変更する必要がある場合	
④ 第17条(通知義務)(2)	当会社が保険契約を解除した場合	既に払い込まれた保険料は返還しません。
⑤ 第18条(保険契約の無効)(1)	保険契約が無効の場合	既に払い込まれた保険料は返還しません。
⑥ 第19条(保険契約の失効)	保険契約が失効となる場合	既に払い込まれた保険料は返還しません。
⑦ 第20条(保険契約の取消し)(1)	当会社が保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料は返還しません。
⑧ 第21条(ペットの年齢の誤りによる保険契約の取消し)(1)	当会社が保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。
⑨ 第21条(ペットの年齢の誤りによる保険契約の取消し)(3)	年齢について訂正し、かつ、保険料を変更する必要がある場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
⑩ 第22条(保険契約者による解除)	保険契約者が保険契約を解除(注)した場合	既に払い込まれた保険料は返還しません。
⑪ 第24条(重大事由による解除)	当会社が保険契約を解除した場合	既に払い込まれた保険料は返還しません。

(注) 解除

解除には、別に保険料を定めた特約が付帯されている場合において、その特約のみを解除する場合を含みます。

- (2) (1)③または⑨の規定により保険料が請求となる場合、保険契約者は、当会社が請求した日の属する月の翌月末日までに追加保険料を一時に払い込まなければなりません。
- (3) (2)の規定により保険契約者が追加保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠ったときは、当会社は、保険契約の保険期間の開始日以降にペットが被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。なお、保険契約の保険期間の開始日から追加保険料の払込期日までにペットが被った身体障害に対して保険金の支払いを受けるときは、その支払いを受ける前に、保険契約者は、追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。ただし、支払うべき保険金が追加保険料を超える場合で、支払うべき保険金から追加保険料を差し引くことについての被保険者の申し出があったときは、追加保険料を差し引いた保険金を被保険者に支払います。

第27条(治療を開始したときの連絡)

- (1) ペットが身体障害を被り治療を開始したときは、保険契約者または被保険者は、その開始した日からその日を含めて 30 日以内に身体障害の状況およびその程度ならびに他の保険契約等の有無および内容（注）を当会社に連絡しなければなりません。この場合において、当会社が書面または当会社所定の電磁的方法による通知もしくは説明のほか、当会社が特に必要とする書類等または証拠となるものを求めたときは、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害またはペットの身体障害の調査に協力しなければなりません。

（注）他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。

- (2) 保険契約者または被保険者が、当会社の認める正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、または(1)に定める書面もしくは書類等に事実と異なることを記載し、または書類等もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 28 条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、ペットに対する治療がなされ、被保険者が治療費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までに定める書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません（注 1）。

① 保険金請求書兼同意書

② 保険証券、保険契約継続証または加入者証

なお、異動承認書の写しがある場合は、異動承認書の写しを含みます。

③ 治療費用の支払いを証明する動物病院発行の診療明細書または診療計算書（注 2）

④ 当会社所定の診断治療証明書または身体障害の程度を証明する獣医師の診断書

⑤ 本人確認書類等

⑥ その他当会社が第 31 条（保険金の支払時期）(1)に定める事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注 1）当会社は、保険金の請求書類等について、書面にかえて当会社所定の電磁的方法により提出することを認めることがあります。

（注 2）動物病院発行の診療明細書または診療計算書において、被保険者名、対象ペット名、受診日（通院、入院および手術の区別）、傷病名、診療内容、診療項目ごとの金額内訳など保険金支払に必要な項目が明らかでない場合には、別途、獣医師が記入および押印した診療項目別診療明細書を当会社に提出していただく場合があります。

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類等をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注 3）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者または②以外の 3 親等内の親族

（注 3）配偶者は、法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または医療費用損害の額等に関し、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類等もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類等または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類等に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類等または証拠を偽造または変造した場合

第 29 条（当社の指定獣医師または検査機関等による診察等の要求）

当社は、第 27 条（治療を開始したときの連絡）の連絡または第 28 条（保険金の請求）の請求を受けた場合、身体障害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、当社が費用を負担して、当社の指定する獣医師によるペットの診察または検査機関等によるペットの病理組織検査もしくは死体の検案を行うことを求めることができます。

第 30 条（当社による動物病院変更の要求）

当社は、第 28 条（保険金の請求）の請求を受けた場合において、次の①および②の事由を満たすときは、保険契約者または被保険者に対して、治療を受ける動物病院の変更を求めることができます。

- ① 被保険者が保険金を請求する治療費用が、治療を受けた時点の獣医学の水準に照らした平均的な治療費用の額から相当に乖離していること。
- ② 治療を受ける動物病院を変更することにより、①の状態の解消が見込まれること。

第 31 条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（注 1）からその日を含めて20日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、医療費用損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、医療費用損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、医療費用損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注 1）請求完了日とは、被保険者が第 28 条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。以下同様とします。

- (2) (1)の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠

な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めてそれぞれ次の①から④までに定める延長後の日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① 身体障害発生の状況、身体障害発生の原因となった事故等を確認するために、警察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果を得る必要がある場合 180 日
- ② 身体障害の内容、身体障害発生の原因となった事故、身体障害の発生と身体障害発生の原因となった事故との関係等を確認するために、動物病院、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果を得る必要がある場合 90 日
- ③ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域において、身体障害発生の状況やその程度等の確認のために必要な調査を行う場合 60 日
- ④ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合 60 日

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- (3) 当会社が必要な確認（注3）をするための調査を行うにあたり、保険契約者、被保険者が正当な理由なくその調査を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）には、これにより調査が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

（注3）(1)の①から⑤までの事項の確認をいいます。

（注4）第28条（保険金の請求）(5)の規定による必要な協力または第29条（当会社の指定獣医師または検査機関等による診察等の要求）の規定による診察等を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1)または(2)の規定による日数を超えて保険金をお支払いする場合は、その日を含め所定の利息を付けて、保険金を支払います。
- (5) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第32条（時効）

- (1) 保険金請求権は、第28条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- (2) 保険料の返還を請求する権利は、第26条（保険料の返還または請求）に定める返還事由が生じた日の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第33条（代位）

- (1) 被保険者がペットの身体障害について治療費用を負担することにより医療費用損害が生じた結果、被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額
① 当会社が医療費用損害の額の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 被保険者が取得した債権の全額

② 当社が医療費用損害の額の一部を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額 <table><tr><td>被保険者が取得した債権の額</td><td>－</td><td>損害の額のうち保険金が支払われていない額</td></tr></table>	被保険者が取得した債権の額	－	損害の額のうち保険金が支払われていない額
被保険者が取得した債権の額	－	損害の額のうち保険金が支払われていない額		

- (2) (1)の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、(1)の規定により当社が取得する債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第 34 条（保険契約者または被保険者の変更）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結の後、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面または当社所定の電磁的方法をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。
- (4) 権利および義務が移転したあとの保険契約者が 2 名以上である場合は、当社は、代表者 1 名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (5) (4)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者の中の 1 名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- (6) 保険契約者が 2 名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。
- (7) 保険契約締結の後、被保険者がペットを第三者に譲渡した場合、保険契約者は、書面または当社所定の電磁的方法をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (8) 保険契約者（注）または被保険者を変更した場合には、新たに保険証券等を発行しないで、従前の保険証券等および承認した異動承認書（電磁的方法で通知した場合を含みます）をもってこれに代えることができます。
- （注）保険契約者には、その権利および義務の移転を受ける者を含みます。

第 35 条（保険契約の継続）

この保険契約の継続は、この保険に付帯される「保険契約の継続取扱に関する特約」の規定に従って取り扱うものとします。

第 36 条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 37 条（保険証券の不発行の特則）

当会社は、保険契約者との間で保険証券を発行しないことについての合意があるときは、保険証券の発行を行わないことがあります。この場合において、この保険契約の内容として電磁的方法により提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約の規定を適用します。

第 38 条（準拠法）

この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

【別表 1】

以下の治療については、それぞれ、手術とみなす治療、手術とみなさない治療として取り扱います。なお、実際には動物病院発行の診断書や診療費明細等により詳細に審査して判断します。

手術とみなす治療 (注)	・ 全身麻酔下での食道・胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置 ・ 整形外科疾患の非観血的処置 ・ 歯科手術 ・ 鼻内異物摘出術および外耳道異物除去術 ・ 麦粒腫切開術、涙嚢切開術、マイボーム腺梗塞摘出術等 ・ 角膜・強膜異物除去術等
手術とみなさない 治療・処置等	・ 放射線治療 ・ 切創の縫合 ・ 皮膚病治療に伴う切開・排膿処理の外科的処置 ・ 手術完了後に行われる抜糸 ・ 組織採取 ・ 「手術をした日を含む入院期間または通院日」と異なる日に受けた検査費用（MRI 検査や CT 検査の費用を含みます）

(注) 手術の対象となる治療を受けた場合、その治療費の診療区分は「手術」の対象となり、「手術をした日を含む入院期間の治療費用」および「手術をした日の通院の治療費用」も含みます。

保険契約の継続取扱に関する特約(月払専用) (23)

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
通知書等	契約継続の取扱いおよび継続後の契約内容等について通知する書面（電磁的方法で通知する場合を含みます）をいいます。
保険証券等	保険証券、加入者証、保険契約継続証またはこれに代わる電磁的方法で提供したものをいいます。
継続契約	この保険契約の保険期間の終了日の翌日を保険期間の開始日とする保険契約をいいます。
払込期日	保険証券等記載の払込期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
保険期間の終了日	保険契約が終了する日をいい、保険期間の初日の翌年の応当日の前日をいいます。ただし、翌年の応当日がない場合には、その月の末日を翌年の応当日とします。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
電磁的方法	電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいい、例えば次のような方法をいいます。 ア．電子メール等を利用する方法 イ．当会社のウェブサイト等から所定の方法で閲覧または入力等する方法 ウ．磁気ディスク等に記録し交付または提出する方法
普通保険約款	この特約が付帯される主契約の普通保険約款をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、当会社と保険契約者との間に、保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第2条（保険契約の継続）

- (1) 保険期間の終了に際し、当会社は、保険期間の終了日の翌日より起算して2か月前の日の属する月の初日までに保険契約者に通知書等を交付します。
- (2) 当会社は、(1)に規定する通知書等で継続する契約の内容について通知します。
- (3) 保険期間の終了日の翌日から起算して1か月前の日の属する月の初日までに、保険契約者または当会社のいずれか一方より継続の取り止めまたは次の①から③に定める契約条件の変更などの書面または電磁的方法による意思表示がない場合には、当会社は、(2)に規定する通知書等で通知した内容で継続契約をお引き受けするものとします。この場合、継続前の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていることを要します。
ただし、継続時に、当会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、継続契約のお引き受けはしません。この場合、継続の取扱に準じて当会社の定める他の保険でお引き受けします。
 - ① 保険料払込方法
 - ② 加入するプラン（補償割合など）
 - ③ ペットの種類が犬の場合、ペットの体重
- (4) 保険期間が始まった後でも、当会社は、継続契約の保険料領収前に被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。

- (5) (3)の規定によりこの保険契約の継続契約をお引き受けした場合には、当会社は、保険契約者に保険証券等を書面で交付または継続後の契約内容について電磁的方法で通知します。
- (6) 継続後の保険契約には継続時の普通保険約款および特約を適用します。

第3条（継続契約の保険料および保険料の払込方法）

- (1) 継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- (2) 保険契約者は、継続契約の保険料を払込期日までに払い込むものとします。
- (3) (2)の規定にかかわらず、次の①から③までのすべての条件を満たす場合には、第2条（保険契約の継続）(5)の規定による保険証券等に記載の期日を払込期日とし、指定口座から当会社の口座に振り替えることにより、またはクレジットカードを使用することにより、継続契約の保険料の払込みを行うものとします。
- ① 当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険料を口座振替またはクレジットカードにより払い込むことについて合意があること
- ② 口座振替の指定口座が提携金融機関に設定されていること、またはクレジットカードが提携クレジットカード会社の発行するものであり、その有効性等を確認できること
- ③ 当会社所定の保険料口座振替依頼手続きが完了していること、または保険契約者からクレジットカードの有効性等を確認するための情報の提供がなされていること

第4条（保険金を支払わない場合－継続契約の保険料未払込の場合）

保険契約者が第3条（継続契約の保険料および保険料の払込方法）の継続契約の保険料について、その継続契約の第1回保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込みを怠ったときは、当会社は、継続契約の保険期間の始期以降にペットが被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険契約の取消し－継続契約の保険料未払込の場合）

保険契約者が第3条（継続契約の保険料および保険料の払込方法）の継続契約の保険料について、その継続契約の第1回保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込みを怠ったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を取り消すことができます。

第6条（継続契約に適用される保険料）

- (1) 継続契約の保険料は、継続契約の保険期間の初日における、次の①から③までの条件によって継続時の保険料率により計算します。
- なお、次の③の条件については、継続前契約の保険期間の終了日の翌日から起算して1か月前の日の属する月の初日までに、保険契約者より書面または電磁的方法による変更の意思表示があった場合に限り、継続契約の保険期間の初日における条件とみなし、計算するものとします。
- ① ペットの年齢
- ② 加入するプラン（補償割合など）
- ③ ペットの種類が犬の場合、ペットの体重
- (2) この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以降に保険期間が開始する継続契約から改定後の保険料率を適用します。

第7条（継続契約に適用される特約）

- (1) この保険契約が第2条（保険契約の継続）の規定によりこの保険契約と同一の条件で継続された場合には、継続契約にはこの保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

- (2) (1)の規定にかかわらず、第2条（保険契約の継続）の規定によりこの保険契約と異なる条件で継続された場合には、継続契約には保険証券等に記載された特約が適用されるものとします。

第8条（継続契約の告知義務）

- (1) 第2条（保険契約の継続）の規定によりこの保険契約を継続する場合において、保険契約申込書に記載した事項または保険証券等に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、保険期間の終了日の翌日から起算して1か月前の日の属する月の初日までに、書面または電磁的方法をもってこれを当会社に告げなければなりません。
- (2) (1)の規定による告知については、普通保険約款の（告知義務）の規定を準用します。

第9条（保険契約者と被保険者が異なる場合）

この保険契約の保険契約者と被保険者が異なる場合は、保険契約者は被保険者に対しこの保険契約の継続等について確認を行うものとします。この場合、当会社は第2条（保険契約の継続）の取扱いには被保険者に対しても有効と見なします。

第10条（保険契約者が企業等の場合の特則）

保険契約者が企業等の場合で、当会社と保険契約者との間で事前に合意がある場合は、次の①から④のとおり取扱います。

- ①第2条（保険契約の継続）(1)を次のとおり読み替えます。

「(1) 保険期間の終了に際し、当会社は、保険期間の終了日の翌日より起算して1か月前の日までに保険契約者に通知書等を交付します。」

- ②第2条（保険契約の継続）(3)を次のとおり読み替えます。

「(3) 保険期間の終了日までに、保険契約者または当会社のいずれか一方より継続の取り止めまたは次の①から③に定める契約条件の変更などの書面または電磁的方法による意思表示がない場合には、当会社は、(2)に規定する通知書等で通知した内容で継続契約をお引き受けするものとします。この場合、継続前の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていることを要します。

ただし、継続時に、当会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、継続契約のお引き受けはしません。この場合、継続の取扱いに準じて 当会社の定める他の保険でお引き受けします。

- ① 保険料払込方法
- ② 加入するプラン（補償割合など）
- ③ ペットの種類が犬の場合、ペットの体重

- ③第6条（継続契約に適用される保険料）(1)を次のとおり読み替えます。

「(1) 継続契約の保険料は、継続契約の保険期間の初日における、次の①から③までの条件によって継続時の保険料率により計算します。

なお、次の③の条件については、継続前契約の保険期間の終了日までに、保険契約者より書面または電磁的方法による変更の意思表示があった場合に限り、継続契約の保険期間の初日における条件とみなし、計算するものとします。

- ① ペットの年齢
- ② 加入するプラン（補償割合など）
- ③ ペットの種類が犬の場合、ペットの体重

- ④第8条（継続契約の告知義務）(1)を次のとおり読み替えます。

「(1) 第2条（保険契約の継続）の規定によりこの保険契約を継続する場合において、保険契約申込書に記載した事項または保険証券等に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、保険期間の終了日までに、書面または

電磁的方法をもってこれを当会社に告げなければなりません。」

第 11 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

入院および手術のみ支払特約（22）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券等の特約欄に「入院および手術のみ支払特約」の記載がある場合に適用されます。

第2条（普通保険約款の読替え）

当社は、この特約に従い、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の規定を次にかかげるとおりに読み替えて適用します。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は日本国内でペットが身体障害（傷害または疾病をいいます。以下同様とします。）を被り、その直接の結果として、日本国内の動物病院でペットに対して入院または手術の治療がなされた場合に、被保険者が治療費用を負担することによる医療費用損害について、この普通保険約款に従い保険金を支払います。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）（23）

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第3条（通知）(1)に規定する通知に基づき当社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券または保険契約継続証に記載の暫定保険料をいいます。
通知日	保険証券または保険契約継続証に記載の通知日をいいます。
保険料払込期日	保険証券または保険契約継続証に記載の払込期日をいいます。
保険事故	この保険契約により保険金支払の対象となる損害を生ずることのある事由をいいます。

第1条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 普通保険約款（保険責任の始期および終期）の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故（その原因を含みます。）の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料にも適用するものとします。
- (3) 当会社と保険契約者の間にあらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合は、この保険契約の継続に際して払い込むべき暫定保険料を、第4条（確定保険料）(4)に定めるこの保険契約の差額精算と同時に、払い込まなければなりません。この場合において、暫定保険料が払い込まれない場合は、(2)の規定を適用するものとします。

第2条（帳簿の備付け）

- (1) 保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者が正当な理由がなく前項の規定による要求に応じない場合は、当会社は、保険金を支払いません。

第3条（通知）

- (1) 保険契約者は、通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、書面または当会社所定の電磁的方法により、当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知にかかわる保険事故に対しては、保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を払い込まなければなりません。

第4条（確定保険料）

- (1) 保険契約者は、確定保険料を保険料払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の確定保険料の保険料払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求する

ことができます。

- (4) 第1条（暫定保険料）の暫定保険料は、最終の保険料払込期日に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。